

水洗便所改造資金融資あっせんのお知らせ

生駒市 下水道課

はじめに

公共下水道をご利用いただくには、宅内の排水設備の工事が必要となります。

生駒市では、この工事のための“水洗便所改造資金融資あっせん制度”を設けています。

この制度は、工事資金を一時に負担することが困難な方に、金融機関への融資をあっせんするもので返済は元利均等の3年間の毎月分割返済です。

また、利子相当分については元利額完済後に生駒市から補給いたしますので、結果として無利子となります。

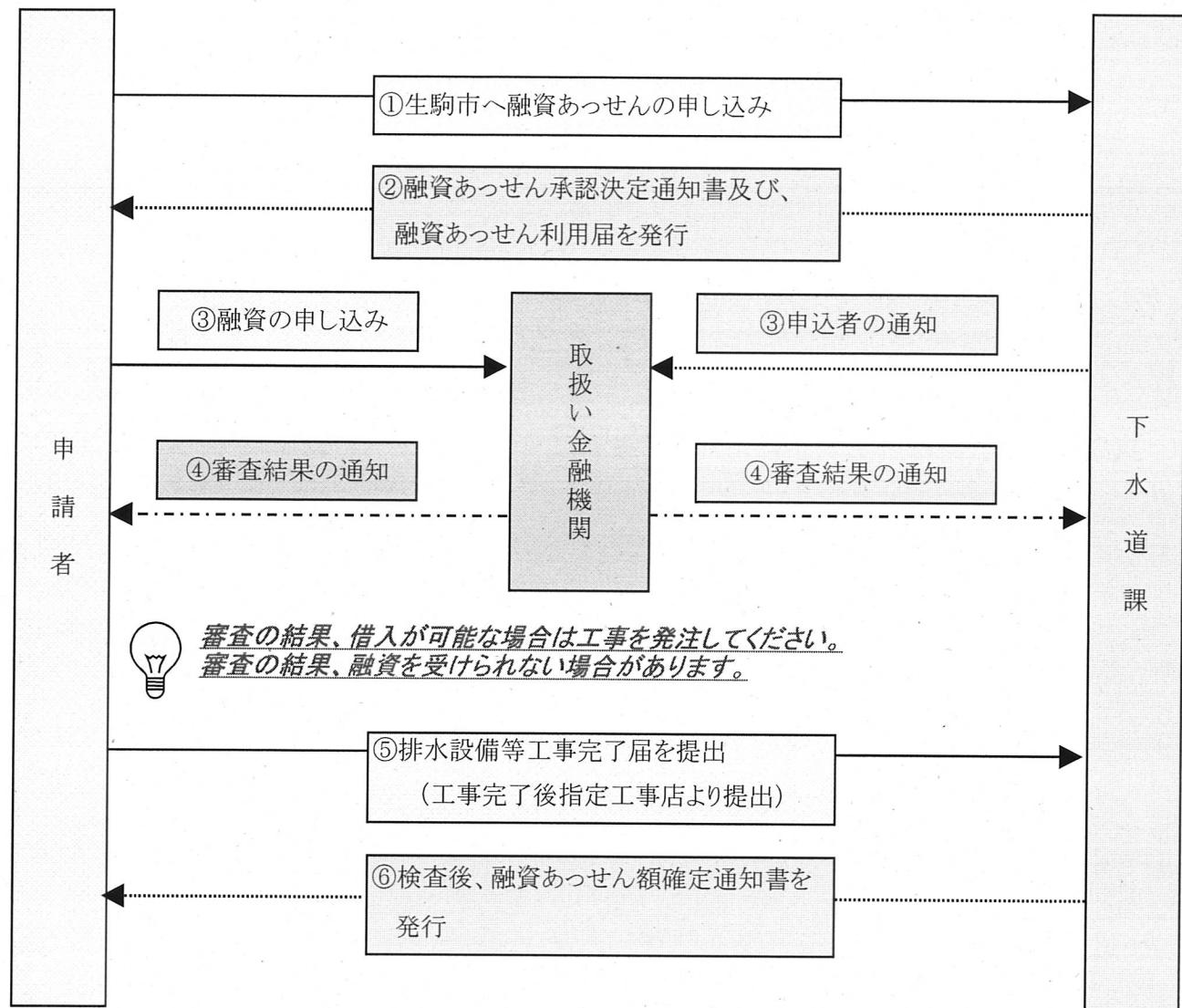
制度のご利用には一定の要件を満たす必要があります。詳細につきましては本文を参照ください。

目 次

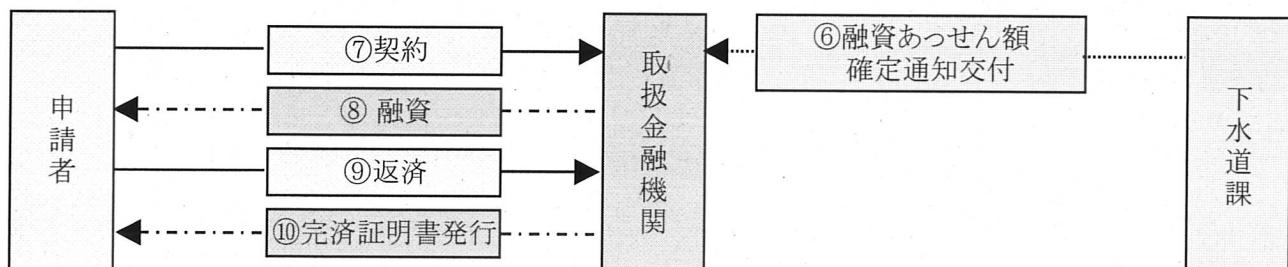
1. 融資あっせんの流れ	P1
2. 融資を受けるには	P2
3. 融資あっせんの限度額は	P2
4. 下水道課への申し込みは	P3
5. 金融機関への申し込み・契約は	P4
6. 融資あっせん額の償還方法は	P5
7. 融資の利率は	P5
8. 利子補給の申請は	P5

1. 融資あっせんの流れ

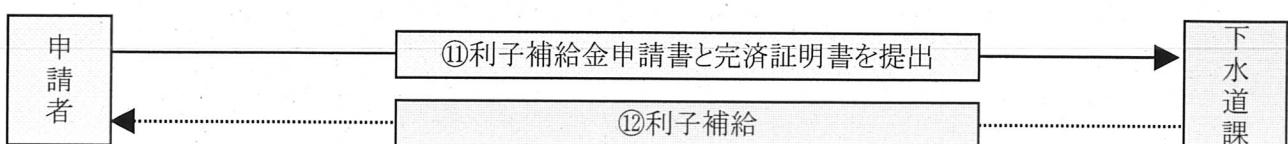
(1) 申し込みから工事完了まで。



(2) 工事完了後、銀行へ融資申し込み手続き。



(3) 融資完済後、利子補給の申請。



2. 融資を受けるには…

次の要件を満たしている方が申し込みできます。

- ・処理区域内における家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者。
- ・市内に居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営みかつ、
市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- ・自己資金のみでは改造資金を一時に負担することが困難であること。
- ・連帯保証人を1名たてられること。

〔※連帯保証人の用件
独立の生計を営み、融資を受けた方に変わって償還できる返済能力を有する
方。〕

3. 融資あっせんの限度額は…

改造工事1件につき、下記の表のとおり、融資あっせんが受けられます。

なお、改造工事1件とは、1個のくみ取り口を有した大小便所又は、1基の浄化槽
に連結した大小便所の改造工事をいいます。

(生駒市水洗便所改造資金融資あっせん要綱第4条第3項に規定する利子補給対象融資額)

改 造 時 期	利子補給対象融資額
供用開始の告示日から1年以内	50万円以内
供用開始の告示日から1年を超え2年以内	40万円以内
供用開始の告示日から2年を超え3年以内	30万円以内
供用開始の告示日から3年を超えるもの	20万円以内

※供用開始とは、公共下水道管の使用が可能になったことをいいます。

4. 下水道課への申し込みは…

次の①～⑥の書類を添えて下水道課へ申し込みしてください。

①水洗便所改造資金融資あっせん申請書

②水洗便所改造資金融資あっせん利用届け

③申請人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1通
(申請日前3ヶ月以内に交付されたもの)

④指定工事店からの工事見積書 1通

下記⑤、⑥について…下水道課に確認を依頼される場合は、提出不要です。

⑤市税の納税証明書 1通

⑥住民票 1通

<確認の依頼について>

⑤市税の納税証明書と⑥住民票の確認を下水道課に依頼される場合は、
本人の同意が必要です。

水洗便所改造資金融資あっせん申請書の申請者同意欄に記入してください。



指定工事店への工事代金の支払いは工事完了後です。
事前に指定工事店へ支払い方法や支払い時期などについてご相談ください。

5. 取扱金融機関への申し込み、契約は…

◎ 申し込み … 工事発注前に申し込みしてください。

工事発注前に、連帯保証人の方とご一緒に取扱金融機関の窓口で申し込みしてください。

お申し込みには次の①～③の書類が必要です。

①水洗便所改造資金融資あっせん承認決定通知書

②水洗便所改造資金融資あっせん利用届け

③取扱金融機関が必要とする書類

①、②については、下水道課で用件を確認後発行します。

③については取扱金融機関により異なります。詳しくは、各取扱金融機関へ、お尋ねください。

 申し込み後、取扱金融機関からの審査結果通知が届き次第、工事を発注してください。

なお、取扱金融機関での審査により融資を受けられない場合があります。予めご承知ください。

◎ 契約 … 工事完了後に契約してください。

工事完了後、連帯保証人の方とご一緒に次の①～③の書類を揃えて契約してください。

①水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書

②排水設備工事の検査済証

③取扱金融機関が必要とする書類

①、②は、工事完了検査終了後下水道課で発行します。

③は取扱金融機関により異なります。詳しくは、各取扱金融機関へお尋ねください。

【取扱金融機関】

○南都銀行市内各支店

○大和信用金庫生駒支店

○JA奈良県市内各支店

6. 融資あつせん額の償還方法は…

償還期間は、融資を受けた翌月から起算して、36ヶ月以内です。

元利均等の毎月分割払いでの償還してください。（100円未満の端数があるときは、

償還の最終回に合算します。）また、償還期間内でも全額繰上げ償還できます。

詳しくは、取扱金融機関へ、お尋ねください。

（お知らせ）借受人が、償還前に市外へ住所を移転するとき又は、融資あつせんにより改造した便所の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、期限前であっても繰り上げ償還しなければなりません。

7. 融資の利率は…

融資の利率は、原則として融資を行う年度の当初日に設定した長期プライムレートです。利率については金融情勢により変化しますので、詳しくは取扱金融機関へお尋ねください。

8. 利子補給の申請は…

融資あつせん資金を完済した場合は、次の①～②の書類を添えて下水道課まで

利子補給の申請をしてください。

①水洗便所改造資金融資利子補給金申請書

②取扱金融機関発行の完済証明書

◎注意事項

- 1 申し込みをされた方、又は申し込まれた方の保証人の申請内容に変更が生じた場合は、必ず市役所下水道課まで連絡してください。
- 2 申し込まれた方が、取扱金融機関への償還を怠った場合や申し込みの際必要な用件等を失った場合は、融資あっせんの決定を取り消すことがあります。

◎問い合わせ、申込先

生駒市役所 下水道課 管理係

電話番号 74-1111(内線523)